

会議日（12月10日）

場 所 ふじみ野市議会第1委員会室

事 件 審査請求の適否について

△出席委員（8名）

川 畑 京 子	会 長	川 島 秀 男	副 会 長
野 口 一 也	委 員	鈴 木 宏 樹	委 員
原 田 雄 一	委 員	小 林 憲 人	委 員
鈴 木 啓 太 郎	委 員	塚 越 洋 一	委 員

△欠席委員 な し

△開会及び開議の宣告（午後3時01分）

○川畑京子会長 それでは、ただいまから第2回ふじみ野市議会議員政治倫理審査会を開催させていただきます。

本審査会は、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第6条第10項の規定により、会議は公開とします。

なお、同条ただし書の規定により、審査を進めていく中で非公開とすべきと認められる場合は、出席委員の3分2以上の同意を得て非公開とすることができますので、ご了解ください。

本日の会議は公開としますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○川畑京子会長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

傍聴の方に申し上げます。傍聴席においては、発言をしたり、議事について可否を表明したりすること、また写真撮影、録音等は禁止されておりますので、ご了解願います。携帯電話は、電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

◎審査請求の適否について

○川畑京子会長 それでは、付託された件について審査を進めてまいります。

今回の調査請求の適否についてになります。

本審査会に付託された請求内容について確認したいと思います。お手元の調査請求書に記載されている事項について、形式上の提出書類として整っており、請求内容も確認し、調査請求は適していると判断しますが、ご意見があればお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木啓太郎委員 すみません、私は今日の手続はそんなふうには、これについての意見を言えというところから始めるというふうには聞いていませんので、準備をしていません。それについての意見を申し上げるというふうな準備をしていません。そういうことであれば、改めて会議を開いてほしい。今日の今の段階で、そこに意見を言えというふうなことについては、今日はどういう手続で今後の審査を進めるのかを、確認しますという内容だったということで、何も用意せず出席しているので、今意見を言えというなら、その内容についての意見なんていうものは用意していません。

○川畑京子会長 休憩いたします。

休 憩 午後3時03分

再 開 午後3時45分

○川畑京子会長 再開いたします。

原田委員。

○原田雄一委員 ただいま会長からの指示に基づいて、事務局から資料を頂きました。本日の会議次第ですか、ただスケジュール等々について頂きましたが、このことについては会議の前に、事前に本日の内容等々についてはお知らせをいただかないと、準備というものがありますので、今回については、こちらを頂いたことでもって我々も今日見させていただきますので、本日はこの程度にとどめて、本日の内容については次回に先送りということをお願いしたいと思います。

○川畑京子会長 ただいま原田委員のほうからスケジュールを次回に調整したいというお話が出ましたけれども、よろしいでしょうか。

小林委員。

○小林憲人委員 原田委員がおっしゃることも分かるのですが、前回の会議の中で、今日については適否の話と参考人を誰を呼ぶかということは、一応委員会の中で諮ってはいるのです。なので、今日についてはそれをやはりやるべきではないかなと私は思います。

先ほど30分間休憩を取らせていただいて、その中で誰を呼ぶかだったり適否だったりとか、お話し合いがまとまらなかったのかもしれないですが、やはり今日何やるかということ自体は前回確認をさせていただいているので、やれることは今日やったほうがよろしいのではないかなというふうに考えます。

以上です。

○川畑京子会長 他に意見はありますか。

鈴木委員。

○鈴木啓太郎委員 すみません、今ちょっとこの資料が見にくくて、倫理条例の、この進め方の中、審査会の中に、市民の請求について今日の次第になっている、何という文言でしたっけ、可否。

○川畑京子会長 適否。

○鈴木啓太郎委員 適否というのがどこかに出てくるのですよね。

〔「7条」という声あり〕

○鈴木啓太郎委員 第7条の。

〔「第1項」という声あり〕

○鈴木啓太郎委員 第1項。当該事案、適否または存否の審査を行うものとする。ということは、先ほど説明を受けたのは、要するにこれが資格要件を満たしているかどうかということだという説明だったのですが、やっぱり最初に意見というふうに言われたように、これだと、要するに7条の規定に基づいてこのレジユメが出てきているのだというふうに思うのですが、その審査を行うのに必要な意見を言わなければいけないわけです。はっきり申し上げると、私は少なくともこの1から5までの内容について、これは要するに政治倫理審査に該当しないと

いう意見を持っています。そのことを表明するのであれば、やはりそれはちょっと準備をしないと
言えない。だから、適否をそこで審査するということになれば、これがちゃんとしているかど
うかという、議員であるかどうかとか、そんな単純な要件とは言えない。だから申し訳ないです
けれども、ちゃんと次は応じますから、その点は分かっていたきたい。

私としては、少なくともこれは非該当であるという趣旨は明確にそこで述べたい。もしくは、
この先の議論の中で、こういうふうにここで議論できますよと、だから今はあくまでも事前手続
で、罪状認否みたいなもので、認否を先に言っていただいて、後でその論証をやりますよとかと
いう流れが分かっていたら安心して臨めるということにはなるけれども、今やっぱり分からない、
これだと。だって、第7条には審査となっているわけで、今日その審査の部分が終わってしまう
というのだったら、ちょっと簡単には応じられない。

○川畑京子会長 よろしいですか。

休憩いたします。

.....
休 憩 午後3時50分

再 開 午後4時26分
.....

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

本日の会議はここまでとし、次回はこの審査会で本請求を扱うか否かを決めたいと思います。

.....
△閉会の宣告（午後4時27分）

○川畑京子会長 本日の議事は全て終了いたしました。

本日の記録及び公開資料等については会長に一任願います。

次回の会議は、12月16日予算・決算常任委員会の後の議会広報常任委員会終了後から行いたい
と思います。

以上で令和7年第2回ふじみ野市議会議員政治倫理審査会を閉会いたします。